

静岡県告示第116号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年2月25日から起算して15日間、戸田漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木康友

1 発起人の住所氏名

| | |
|----------------|-------|
| 静岡県沼津市戸田1062-9 | 野田 剛 |
| 静岡県沼津市戸田376-18 | 野田 直利 |
| 静岡県沼津市戸田593-1 | 山田 聖継 |
| 静岡県沼津市戸田1106-1 | 土本 均 |
| 静岡県沼津市戸田268 | 山田 真一 |

2 加入区

戸田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

戸田漁業協同組合